

市内事業者への海外セールス支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、仙台市内の観光関連事業者の海外販路の開拓を支援するため、海外市場における商談機会及び営業活動等（以下、総称して「海外セールス活動」という。）に要する経費の一部を補助することについて、公益財団法人仙台観光国際協会補助金交付規程（以下「補助金交付規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条

本補助金の交付を申請できる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に事業所（本社又は支社）を有する宿泊施設（旅館組合も含む）、観光施設、土産店、飲食施設、体験コンテンツ事業者及び旅行会社等の観光関連事業者（法人又は個人事業主）

(2) 協会の賛助会員で、前号の事業者と共同して補助対象事業を実施する団体
2 前項に掲げる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 市税を滞納していないこと

(2) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下ではない団体

(3) 暴力団等と関係を有していない者

(4) 国又は地方公共団体その他の公的機関から同一の経費について助成を受けていないこと

(5) 宗教活動又は政治活動を目的としない団体

(補助対象事業)

第3条

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、仙台市の観光振興に資し、海外からの誘客及び宿泊の促進、観光消費の創出に寄与することを目的として、市内観光関連事業者が海外市場において実施する海外セールス活動であり、次に掲げる事業とする。なお、観光又は視察のみを目的とする渡航は補助対象としない。

(1) 海外商談会、展示会等への参加、又はその他海外における営業活動

(2) 商談用資料、商品造成資料等の翻訳

2 前項第1号においては、補助対象事業を以下のとおり定めるものとする。

【A 類型：指定商談会参加型】

仙台市や仙台観光国際協会等の関係団体、並びに一般社団法人東北観光推進機構等が主催、又は指定する海外現地での商談会やイベントへの参加を条件とする。

【B 類型：自主開拓型】

事業者が海外からの誘客促進に向けて独自に開拓及び強化を図ることを目的とした以下の海外セールス活動とし、具体的なセールススケジュール（訪問先、商談内容等）の提出等を必須とする。

(1) 海外現地における観光物産展示、プロモーション活動

(2) 海外現地における観光イベント

(3) 海外の誘客の促進や観光消費の創出につながると認められる取り組み

3 第1項第1号において、旅行会社が申請する場合は、市内宿泊施設へのインバウンド送客に資する事業であることを条件とし、次のいずれかを満たすものとする。

(1) 市内宿泊を伴う旅行商品の造成又は販売促進を行うこと。

(2) 市内宿泊施設と連携し、共同で商談又はセールス活動を実施すること。

4 第1項第2号に掲げる事業については、第1項第1号に掲げる事業に付随する取り組みである場合に限り、補助対象とする。観光パンフレット、チラシ、ウェブサイト等の制作、改訂又は増刷のみを目的とする事業は、補助対象としない。

5 本補助金は、同一の事業内容について、国、地方公共団体その他の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条

補助金の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接要する経費であり、次の各号に掲げるものとする。

(1) 別表1に掲げる渡航費（航空運賃及び宿泊費等の旅費）

(2) 翻訳委託費

(3) 前各号に掲げるほか、その他理事長が必要と認める経費

2 通訳費、視察・研修費、パンフレット増刷費等は対象外とする。

(補助率及び上限額)

第5条

補助率は対象経費の2分の1以内とする。

2 渡航支援の上限額及び補助対象者数は別表2のとおりとする。

3 翻訳支援は1社あたり2言語まで且つ上限30,000円までとし、補助対象

者数は20社程度と定める。最終的な交付件数は、予算の範囲内で理事長が決定する。

4 前項により算出した額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助対象期間)

第6条

補助対象となる事業の実施期間は、令和8年6月1日から令和9年1月31日までとする。

2 交付決定前に着手した事業は、補助対象外とする。

(交付申請)

第7条

補助金の交付を受けようとする者は、理事長が別に定める様式により申請しなければならない。

(交付決定)

第8条

理事長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、補助金の交付の可否及び額を決定し、通知する。

2 申請は先着順により審査し、予算額に達した時点で受付を終了する。

3 理事長は、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第9条

補助事業者は、補助経費の配分若しくは事業内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、延滞なく書面にて通知し、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条

補助事業者は、事業完了後30日以内の実績報告書等を提出しなければならない。

ただし、本事業の実施期間の都合上、最終提出期限は令和9年2月5日(金)までとする。

2 理事長は、報告内容を審査し、補助金額を確定する。

3 第6条に定める補助対象期間内に完了した事業について報告するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条

補助対象者の虚偽申請等があった場合は交付決定を取消し、返還を求めることができる。

(委任)

第 12 条

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

別表 1 (海外渡航費用)

経費区分		経費の内容
旅費	航空費	空港利用税等の関係経費を含む往復分。乗り継ぎの国内線、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする。
	宿泊費	商談会または訪問日の前日の宿泊から終了日の宿泊まで。

* 渡航費用に含まれないもの：現地移動費、飲食費、交際費等

別表 2 (海外渡航費用の補助上限額)

対象エリア	対象国	上限金額	補助対象者数
東アジア	台湾・香港・中国・韓国	10万円	15社程度
東南アジア	タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア等	15万円	10社程度
欧米豪	アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・スイス・オランダ・オーストラリア等	20万円	5社程度

※ 1社あたり1回までの補助金の交付とする。

※ 上記以外の国等についても、市場として今後の誘客促進が見込まれる等、本事業の目的に資すると認められる場合は対象とする。